

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	株式会社 学研データサービス
所 在 地	東京都品川区西五反田2-8-11
評価実施期間	2021年 4月 26日 ~ 2021年 9月 8日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	グローバルキッズ コトニア西船橋園 グローバルキッズ コトニアニシフナバシエン		
所 在 地	〒 273-0036 千葉県船橋市東中山1-19-13		
交 通 手 段	JR下総中山駅より徒歩7分 京成東中山駅より徒歩9分 JR西船橋駅より徒歩15分		
電 話	047-336-6661	F A X	047-318-3317
ホームページ	http://www.gkids.co.jp		
経 営 法 人	株式会社グローバルキッズ		
開設年月日	2016年 4月 1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	船橋市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	14	16	17	17	17	90		
敷地面積	715.68㎡			保育面積			534.46㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	日々の健康観察 各種健診 身体測定(毎月) 健康・衛生指導等								
食 事	完全給食 食物アレルギー除去食の提供あり								
利用時間	月曜～土曜 7:30～18:30 (標準認定) 9:00～17:00 (短時間認定) 延長保育 18:31～20:30 (標準認定) 7:30～ 8:59 (短時間認定) 17:01～20:30 (短時間認定)								
休 日	日曜日 国民の休日 年末(12月29日～1月3日まで)								
地域との交流	世代間交流 ボランティアによる絵本読み聞かせ 実習生・ボランティアの受入れ 子育て支援事業								
保護者会活動	保護者会年2回各クラスにて実施 運営委員の実施 運営委員(園児代表保護者3名)・外部委員・園側 で年2回実施								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	25	2	27	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	20	1	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1	0	
	保育補助			
	2			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	船橋市市役所ホームページにて空き状況を確認の上、船橋市役所保育認定果までお申込み下さい。	
申請窓口開設時間	平日(国民の休日を除く)平日9:00～18:00まで	
申請時注意事項	船橋市保育認定課にお問合せ下さい。	
サービス決定までの時間	入園決定者には保育実施希望日の前月中旬ごろ、船橋市役所保育認定課より、通知・連絡があります。その後、保育園にて面談を予定しています。	
入所相談	空き状況については、船橋市役所保育認定課まで、お問合せ下さい。園生活に関するご相談や入園前の園見学については、保育園までお問合せいただくか、ホームページの園見学予約フォームよりご予約下さい。	
利用代金	船橋市の基準により、世帯の所得税や市民税の課税額等によって決められます。	
食事代金	副食費(3歳～5歳児4500円)	
苦情対応	窓口設置	有り
	第三者委員の設置	有り

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【理念】株式会社グローバルキッズの企業理念は子どもの成長を将来にわたり持続的に保障する会社となるべく、保護者の皆様に「預けて良かった」と心から感じていただける保育を実施していくことにあります。</p> <p>【保育理念】豊かに生きる力を育てるために、子どもを中心にした保育の実践が最も大切であると心得、職員と親子と地域に最も信頼される存在になり、子ども達の育ちと学びの社会インフラになる事を目指しています。輝いた大人を魅せる事で実践によって大人になっても夢や希望がある事を伝え「感謝の心」「学ぶ姿勢」といった社会における「生きる力」の基礎を育てて行く事を使命としています。保育園における保育方針・目標は、保育所保育方針に依拠しており、内容については、子どもを中心にした保育の実践・保育の組み立てをしていく事を念頭に置き、常に考え保育を展開しています。</p> <p>各々の家庭や園児に考慮しつつ、分け隔てなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーにも配慮し、常に児童にとって最善の幸福を願う為に保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明な所があれば平易に説明をし、より良い保育の為に努力し研鑽をする事で、知識や技術の向上に力を入れており、園内外の研修の参加や職員同士の研修を実施し、子ども達の為に何が出来るかを考えています。</p> <p>地域交流では世代間を超えたコミュニケーションをとる中で人の温かさに触れ、様々な体験をしながら豊かな感情の芽生えを大切にしています。子育て支援にも取り組み、保護者支援を行い、地域に根差した存在になれるよう活動しています。</p>
<p>特 徴</p>	<p>グローバルキッズコトニア西船橋園は子ども達の生きる力を育てる為に丁寧な保育を心がけています。子ども一人ひとりに寄り添って理解を深める事で質の高い保育の提供を行っています。乳児クラスでは丁寧に保育の中に、安心して安全な心地よい空間・環境の中でゆったりと過ごす事ができるような保育の工夫をしています。幼児クラスになると自分たちで日々の過ごし方を考える時間を作る等、子ども主体で保育を進め、考える力や友だちとの過ごし方・人間関係の基礎を深めていくような保育を経験を通して学べる場を多く作っています。</p> <p>職員間では個々の様子をこたえられる様、内容の共有を日々行っています。</p> <p>地域交流では、世代間交流を通して色々な世代の方との関わりの中から人の温かさや豊かな感情の芽生えを大切にできる取り組みを行っています。</p> <p>ヒヤリハットを通じた事故防止に努め、園周辺のハザードマップや公園内の遊具・遊び方等も考え方を統一し、安心・安全な環境で過ごせるようにしています。</p> <p>それぞれの発達に応じて室内環境も変えて行く事も定期的に行い、どの子もじっくりと遊び込める環境を考え、遊びの中から学びが生まれるような保育を心がけています。</p> <p>また、食育活動にも力を入れていて、野菜の栽培だけでなく、保護者の方には、嗜好調査を実施したり、保育参観等を通じて、給食の試食を行っていただいたりする事で、家庭を通じて食に関心を持ってもらえるような活動にも取り組んでいます。</p> <p>職員の離職率も低く、産休・育休を経て復帰する職員が多く働きやすい職場環境で職員のチームワークが良い事も特徴の一つです。職員全員が1つの理念に向かってそれぞれの得意な部分を活かしつつ、自己研鑽を行い、専門性を活かせるように努めています。</p>

<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR総武線の高架下にある保育園です。アクセスもよく、下総中山駅からは徒歩で7分・西船橋駅からは徒歩で15分・京成東中山駅からは徒歩5分程度です。 ・今年開園から6年目を迎え、母体となるグローバルキッズは一部上場企業として、東京・大阪・埼玉・千葉の保育園・認証保育園・学童保育園を展開しています。当園は、離職率も低く、会社の福利厚生もしっかりしている為、職員も安心して働ける環境です。 ・感染症対策も徹底しており、安全対策して防犯カメラや電子錠等設置しています。 ・安全マイスターの資格を取得した職員を中心に環境構成を整え事故防止に努めています。 ・「コトニア」という名前の由来の子どもとシニアの融合という意味にある世代間交流は、隣接する施設との関わりにあります。隣接する色々な世代の方との交流では、一緒に行事を計画して実践するだけでなく、一緒に花壇の花の苗植えや種まき等を通して会話をしたり挨拶を交わす等関わりを深めています。 ・また、体操教室では、隣接する施設より指導者に出向してもらい、身体を動かす事の楽しさや、目標に向かって取り組む姿勢・達成感等を経験から得る事を大切にしています。 ・遊びの中に学びがあると考え、子ども達の発見や言葉・表情を汲み取り、保育の中に活かし、子ども達が興味を持って積極的に物事に関わる事ができるようにしています。 ・園の保育目標にもあげている、思いやりの心・自己肯定感は実生活の中の経験でのみ培い、育てていくものである事から、学年に応じた保育内容を精査し丁寧な保育を心がけています。 ・給食は、完全給食です。アレルギー食に関しては、完全除去を行い対応させていただいています。1歳6か月まではアレルギー等を防ぐ意味で家庭で食べた事のない食材を提供はせず、保育園では、未食として対応させていただいています。本社では、一括下献立をしようしていますが、保育園内の栄養士・担任間で個々の喫食状況について確認しあい、量や食べやすさ等細やかな配慮や調整を行い、提供しています。3歳児から食材の皮むきや、野菜を園庭で育て、食材への関心を高められるようにしています。 ・ボランティアの方が絵本の読み聞かせを行ってくれたり、地域のお米屋さんからお米の苗を分けてもらい、育て方を教わったり、身近な食材に触れる事で感謝の心も養えるようにしています。 ・子育て支援の一貫として、オンラインでの保育の実施や、園見学をオンラインや動画の活用を行う等の対応も行っています。その中で、子育ての相談等も受け付けています。 <p>SNSを通じて、園の様子や子育てワンポイント等も配信しています。</p>
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

○職員間で話し合い、子どもが主体的に遊び込める環境を整えています

毎月2回実施している職員会議にて、子どもの遊びや保育環境の構成や設定について話し合う機会を設け、子どもが主体的に遊びこめる環境についての意識を高め合っています。話し合いの場では、各クラスの職員が室内環境の配置図を持ち寄り、子どもが今どのような遊びに興味関心があるかなど、意見を出し合う事で、よりよい環境づくりについて学び合い実践につなげています。また、園内研修では、手作りおもちゃをテーマに、各職員が提案した手作りおもちゃをほかの職員が実際に作り、保育で活用し、実際に活用した際の子どもの反応や、作ってみて感じた事や意見を出し合い、より子どもの興味関心や発達に合った遊具やおもちゃについて考え、環境に取り入れています。各クラスは遊びごとにコーナーが設置されており、子ども達が自らやりたい遊びを選択できるよう環境を整えています。また、室内にもパズルや絵本などじっくりと遊ぶ遊具と、トランポリンやスロープなど体を動かして遊べる遊具などをバランスよく取り入れています。

○安全マイスターの資格を取得した職員が中心となり、子どもの安全について職員の意識を高めています

散歩先でのけがが多かったことをきっかけに、園内で安全管理に対する意識と、安全についての知識を高めるために、職員が積極的に講習に参加し「安全マイスター」の資格を取得しています。事故防止委員会では、安全マイスターの資格を取得した職員が中心となり、園内で発生したけがだけでなく、さまざまな事故事例に対して、職員間で改善策について話し合う機会を設けています。また、散歩に出かける機会も多く、散歩先で訪れる公園や神社なども多くある事から、各散歩先までの危険箇所や散歩先での遊び方や起こりやすいヒヤリハットについてをまとめた散歩マニュアルを新たに整備し、職員参画のもと作成しています。散歩マニュアルは、写真や文章、公園内の見取り図など、見てわかりやすいマニュアルとなるよう工夫して作成されています。子どもの安全について職員の意識が高く、また、全職員で共通理解を深める体制が整っています。

○マニュアルの整備や全職員の保育観のすり合わせが行われ、どの職員も一定の水準以上の保育サービスが提供できるよう工夫しています

マニュアル類がしっかりと整備されています。保育基本マニュアルをはじめ、保健衛生、危機管理、防犯、事故防止、お散歩、給食など基本的なマニュアルが整備され、業務の基本手順が明確になっています。また、着脱、排泄、食事、調乳・授乳、睡眠、主活動、遊び、安全、保護者との関係づくりなど日常保育の基本事項が網羅された、保育者実践ガイドブックが全職員に配付されるとともに、園の自己評価、園独自に行う保育団体の倫理綱領チェックリスト、保育の質の向上、保護者や職員間のコミュニケーション改善のために話し合うチームブックの取り組みなどで、全職員の保育観のすり合わせが行われ、どの職員も一定の水準以上の保育サービスが提供できるよう工夫しています。

さらに取り組みが望まれるところ

●こどもの情報についての保護者が本当に知りたい情報が何なのかに焦点を当てた検討と改善により、更なる保護者満足につながるのではないのでしょうか

連絡帳アプリやホワイトボードを玄関先に掲示し、その日のクラスの活動や個々の子どもの様子など、保護者に情報をこまめに発信する他、保育参加や懇談会、個別面談の中でも情報提供してます。しかし、新型コロナウイルス感染症防止のため、登降園の際、玄関先での受け渡しに変更したため、保護者からもっとクラスでの様子が知りたいとの意見も上がっているとのことです。保護者がどのような内容について知りたいと感じているのか把握していく事で、保護者のニーズに合った情報の提供が実現します。現在行っている情報提供の内容について、保護者のニーズを把握していく事で検討できる部分があるかもしれません。様々な情報を提供することだけでなく、保護者が本当に知りたい情報は何なのかに焦点を当てて検討し、改善につなげることで、伝え方の向上につながるのではないのでしょうか。

●苦情の記録がさまざまな書類に分散していると考えられるので、苦情、要望、意見を記録する簡単な様式を作り、それを集計、分析することで園の質の向上につなげるとよいでしょう

苦情解決のゴールは苦情をゼロにすることではなく、苦情や意見、要望をなるべく多く集め、保育園の質の向上につなげることにあります。社会の仕組みや保護者の意識は絶えず変化するため、保育園との認識のズレが絶えず生じる可能性があります。苦情は園の問題というより、以前は問題にならなかったことも、保護者の意識の変化により生じると受け止めることが合理的です。現状は保護者の苦情、要望、意見は連絡帳や口頭でお話を聞いて終結する場合があります。記録がさまざまな書類に分散していると考えられるので、苦情、要望、意見を記録する簡単な様式をつくり、それを集計、分析することで保護者の意見の傾向や園の課題を明らかに、園の質の向上につなげるとよいでしょう。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

地域の情勢や、状況を鑑みつつ、今まで以上に子どもが主体的に遊び込める環境作り・個々の発達について・危機管理について等話し合ったことを実践し、振り返り、精査する事でより良い園作り・保育の質の向上を目指していこうと思う。

コロナ禍という事で限られたことしかできない事もあり、保護者の方に保育をどのように可視化するかが常に園内でも話に上がっている。

今回の評価を受け、出来る事は何か？と考えた中で園だよりで情報の伝え方を具現化したり、クラスの様子がより分かりやすいようにするために写真等を活用していく事から始めようという事になり、すでに実践している。

保護者のニーズ・知りたい内容については話しやすい雰囲気を作る事でコミュニケーションをとり、園での様子を丁寧に発信していく事で、保育内容によりご理解いただき、保護者の方と一緒に子どもの成長を共有できるようにしていきたいと思う。

個々の発達の様子を十分に把握し、より丁寧に保育を園全体で目指すとともに、情報発信の工夫も行い、保護者の方だけでなく地域の方にも園の事を知っていただき安心して預けていただけるよう努めていく。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
			7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
		4 人材の確保・養成	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	15 保育の質の向上への取り組み	3	0	
			16 提供する保育の標準化	4	0	
		3 保育の開始・継続	17 保育の適切な開始	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
5 安全管理	子どもの健康支援	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0		
		29 食育の推進	5	0		
		30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
6 地域	食育の推進	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				129	0	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念、保育目標、保育方針は園のパンフレット、利用案内や重要事項説明書、ホームページ、事業計画などに明記しています。理念は、「豊かに『生きる力』を育てる」とし、「元気でたくましい子ども」「自分で考える子ども」「思いやりのある子ども」「明るくのびのびした子ども」を保育目標にして日々の保育を行っています。理念や保育方針などから、一人ひとりの発達に合わせた保育環境の整備や子どもの主体性を大切にするとともに、着脱、食事、排泄など基本的な生活習慣が身につくようにする園の目指す方向を読み取ることができます。以上のような方向に沿った保育を進めるため、職員の力量に任せるのではなく、保育士から看護師、栄養士、事務職員まで連携したチーム保育を心がけています。保育方針には「保育方針では、子どもを中心に、家庭や地域との信頼関係を築く、成長と個性に応じた多様性のある保育、一人ひとりの気持ちを受け止め、主体的な活動を育む」などをあげ、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれています。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全職員に配付している「保育マニュアル」に理念や保育方針、保育目標を明記し、全職員を対象にした採用時の研修の中で周知徹底しています。理念・保育目標は園の廊下に掲示し、理念などを掲載したパンフレットや園の利用案内を職員に配付しています。また全職員に配付し、職員が自らの保育をチェックするためのコンセプトブックにも理念などを掲載しています。運営法人が理念や保育方針を実践する保育士のあるべき姿勢について明記したカード「クレド」を全職員に配付し、職員はそれを常時携行し日々自らの保育実践を確認、反省するとともに、職員会議で読み合わせを行っています。また、職員間で保育実践を話し合う時間を作り、年3回学期ごとに振り返りを行う中で、保育方針や保育目標、指導計画の見直しをしています。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者には、入園時に園の理念・方針を掲載した重要事項説明書と利用案内を配付し、理念、保育方針をていねいに説明し、内容を理解したことを確認する同意書を提出してもらいます。理念に基づいた保育目標を保護者懇談会などでわかりやすく説明し、子ども一人ひとりの状況や成長に即した保育についての考え方を説明するように努めています。保育目標は園の廊下にも掲示し、朝夕の送り迎えの時間に保育目標を確認できるようにしています。また、毎月の園だよりにクラスごとの毎月の保育目標を掲載し、保護者の理解を促しています。保護者との日常の会話の中でも保育内容を説明したり、家庭と連携できるよう声かけをして保護者の相談にも積極的に応じています。例えば子どもが排泄しやすいように座った時、足を乗せるステップをつけることなどの助言をするなどによって、保護者から感謝されています。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <p>毎年の事業計画は前年度の反省をまとめた事業報告に基づいて作成しています。事業計画と事業報告は、保育の内容の充実、保育の質の向上、保護者支援、地域の子育て支援、職員育成などの基本的な項目は同じにしてあり、事業計画に基づいた保育実践を評価できるよう配慮しています。今年度の事業計画では、昨年度コロナ禍で保護者などの入室を制限せざるを得なかった中で、保護者とのコミュニケーションが縮小していることを踏まえ、今年度はリアルとリモートでの個別面談、少人数制での保育参観など保護者支援などを重点課題に設定しています。当園は株式会社という理由で市の園長会などに参加できないため、市から直接届く情報や系列園などから、地域の子どもの動態や福祉事業全体の動向などを把握しています。また、見学者などの地域の声や、運営法人の情報から育児相談、育児講座などの地域の福祉ニーズについても把握しています。把握した事業環境などを分析し、ベビーマッサージやわらべうたなどを園の子育て支援「元気っこクラブ」の取り組みに具体化しています。保育の質の向上の反省を、子どもの発達に合わせた保育のための保育室の環境設定、おもちゃ、絵本の入れ替えなどに活かしています。</p>		

5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>計画策定にあたっては、連絡帳や保護者との会話、運営委員会などで把握した保護者の意向を考慮して反映させます。また事前に3歳未満児会議、3歳以上児会議、クラスリーダー会議、職員会議、各部門リーダー会議(3歳未満児リーダー、3歳以上児リーダー、栄養士、看護師)などに園長、主任も参加して、それらの会議での意見を把握し事業計画に反映しています。その上で事業計画は園長、主任が話し合って策定します。事業計画の進捗は、毎月の職員会議で確認し、着実な実行に取り組んでいます。年3回、学期ごとに保育目標の到達状況の振り返りをし反省も行っています。毎年2月に園長、主任が、職員会議などで話し合われた事業計画の進捗状況に基づき、事業報告の内容を整理し、職員の意見を踏まえたうえで3月に事業報告としてまとめています。話し合われた内容の議事録は全職員に回覧し周知しています。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>経営層は、理念、方針の実践において職員全体で取り組むよう指導力を発揮しています。園長は事業計画を全職員に示し、方針が確実に実行されるよう職員会議、3歳未満児会議、3歳以上児会議、部門リーダー会議など各種会議体を組織しています。また部門責任表、職務分担表、行事担当表、係分担表を明示し、方針実践の指導力を発揮しています。職員が主体的に課題に取り組むことや自主的な創意や工夫が生まれやすいよう、園長面談や日常的な声かけを行っています。日々の保育の、保育室の環境設定ではコーナー作りや年齢にあったおもちゃ選びなど職員の主体性や意見を尊重しています。研修は内部研修を定期的実施するとともに、外部研修も全職員が年2～3回参加しています。職員が希望した研修であっても園の保育に生かされると判断できる研修は参加費、交通費を保証しています。園では全職員が、事前に年度目標や自己評価などを自己評価票に記入したうえで、園長面接を年3回行い、本人の保育の悩みや希望を聞くとともに、目標の達成度や評価者の評価と自己評価が一致するよう話し合い、公平に評価できるよう工夫しています。園長、主任は人間関係の基礎は保育観の一致と考え、日々の保育や面接の中で直接声かけをしたり、リーダーを介して保育観のすり合わせを行い、悩みの相談も行うなど良好な人間関係づくりに努めています。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>就業規則や運営法人で作成したコンプライアンスハンドブックを全職員に配付しています。就業規則には守秘義務、個人情報保護などについて掲載しています。コンプライアンスハンドブックには「行動規範」で、法令遵守、社会規範、虐待防止などが記載され倫理にしたがって行動することが掲げられています。保育団体の倫理綱領に基づく、子どもを尊重するチェックリストを使い、全職員が自らの保育について振り返りをしています。このチェックリストには児童福祉法、保育所保育指針などについても遵守がうたわれています。就業規則やハンドブックに基づき、入社時の法人研修などで周知徹底しています。また園長が受講したハラスメント研修や虐待防止の研修内容、プライバシー保護の考え方について職員会議で周知しています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「理念を実現するのは人材」との視点から、全職員に配付している「保育マニュアル」に園の人材像を掲げ、行動指針として、助け合うこと、学び続けることなどを掲げた「7つの感謝」「7つの行動」を明示しています。人材像に基づき全職員に配付されている「成長支援制度」に人材育成方針が明文化されています。職務権限は法人の運営規程集に園長、主任、保育士、栄養士、看護師などの、それぞれの職務権限が明確にされています。また園の日常業務の担当一覧表が作成され、それぞれ職員の業務責任が明示されています。毎年、職員が面接前に年度目標や自己評価などを自己評価票に記入したうえで、園長面接を行い、目標の確認、目標の達成度や評価者の評価と自己評価が一致するよう話し合い、年度末に評価結果を職員に説明しています。評価の基準はS～Dまでの5段階の基準が成長支援制度に具体的な内容も含め設定されています。</p>		

9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータは毎月園長、主任が把握し、労務管理を行っています。残業は基本的に発生しませんが、各職員のデータは法人に送られ、アプリによって各職員ごとに有給休暇の消化率や時間外データが伝えられる仕組みになっています。業務調整をして有給取得を促すほか、公平に取得できるよう、場合によっては体制の変更も含め管理しています。園には有給休暇のほか、いつでも休暇、アニバーサリー休暇の制度があり、それぞれの休暇を組み合わせることで連続して取得することもできるため職員から歓迎されています。結婚や出産予定の職員には結婚休暇、産休制度、育休制度を説明し、休暇を取りやすい環境を整えています。園長、主任、クラスリーダーが日常的に声かけを行うとともに、必要に応じた面談を行って職員が相談しやすい職場環境作りを心がけています。福利厚生事業では園の慶弔金規程の他、福利厚生業者に委託し、映画や美容室割引の制度などを整えています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念に沿った保育実践を旨とし、「成長支援制度」に階層ごとの中長期の獲得すべき管理能力、専門技術能力、資格、経歴、職務基準を具体的に示し、評価基準もあわせて明記しています。職種別のほか、初任者、1年から3年、主任、園長など階層別に期待能力基準を明確にし、目標設定シートの自己の年間目標とリンクした職員ごとの個別研修計画を整備しています。職員は計画に基づき、担当制保育、0～2歳児、3～5歳児別保育、健康管理、管理者研修など全職員が年2～3回の外部研修を受講しています。個別研修計画は毎年行う全職員の自己評価、理念に沿った充実した内容になるよう園長、主任が見直しています。新任職員には複数の担当者につき、半月の間OJT(職場内研修)研修が行われる仕組みがあります。また中堅職員にOJTの技術研修を行う仕組みがありますが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ今年度は行っていません。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は入社時、法人の新任者研修を受講し、その中で児童福祉法や子どもの最善の利益の尊重、虐待・酷使・放任その他不当な取り扱いから守られることなどを明示した児童憲章について学んでいます。また日常の業務において「児童福祉法や保育所保育指針を遵守」「子どもを傷つける言動・保育放棄・虐待・無視・差別などを禁止」した園の行動規範にしたがって行動しています。保育団体の倫理綱領のチェックリストを使い、援助方法、食事の進め方などについて自己チェックや職員同士で確認し合い、子どもの意思を尊重した保育にあたっています。虐待防止マニュアル、虐待チェックシートに基づき、日常の保育で注意を払うほか、虐待が疑われる場合には、市の子育て支援部の関係担当、家庭児童相談室に連絡・相談できるよう日常的に担当者で連絡を取り合うこととしています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>運営法人のプライバシーポリシー(個人情報保護方針)はホームページに掲載しており、園から保護者に配付する「個人情報の取り扱いについて」にも概要を掲載しています。プライバシーポリシーには子ども、保護者へのサービス提供の向上と緊急時の対応のために連絡をとることを目的とすること、及び保護者から求めがある場合は情報を開示することが明示されています。園の利用案内や重要事項説明書を利用者に説明する際に、個人情報保護方針と同様の詳しい内容を口頭で説明しています。実習生、ボランティアや職員からは、個人情報を保護することや守秘義務を守ることを周知したうえで、それらについての誓約書を提出してもらっています。</p>		

13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者の満足度については日常の保護者との会話や懇談会、連絡帳などや、保育運営ソフトの仕組みを使った行事アンケートなどで把握しています。コロナ禍で昨年は行事が少なかったため、SNSを利用して園行事の動画を配信するなどをしましたが、保護者の要望も受け入れ、今年は行事を工夫して増やしています。また保護者から相談できるように気軽に声かけをしています。現状はコロナ禍で保護者、外部の人は玄関までとしているため、オンラインを利用した保育相談も実施しました。相談の内容は「個別面談について」という書式に記録し、職員間で共有しています。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時、保護者に配付する重要事項説明書には相談・苦情受付担当(苦情受付担当者)、相談・苦情解決責任者(苦情解決責任者)、第三者委員の各氏名と電話番号が明示されています。苦情等については「ご意見・ご要望・報告書」に記入され、マニュアルの「ご意見フロー」に沿って、苦情への対応、原因究明、再発防止、記録などが行われることになっており、その内容は職員に周知しています。相談、苦情に関しては「ご意見・ご要望・報告書」に記録し、職員会議で対応について話し合いその解決に取り組んでいます。子ども同士のトラブル対応に関する要望については職員会議で話し合い改善し、保護者にも報告し説明しています。運営規程第33条と苦情マニュアルの表記が異なるので改善するとなおよいでしょう。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園は毎年園の自己評価を実施しています。自己評価は保育目標、保育内容、行事、施設整備、運営、安全など保育の質についての総合的な内容を評価しています。自己評価の方法は職員一人ひとりが年3回、所定の書式でそれぞれの項目をA～D評価を記入し、それを集計し、そこから抽出した課題も明記した上で園の自己評価としています。園の自己評価を活用し、一人ひとりの子どもの発達に応じたいい保育や保護者に対する支援についてなど、園の問題点や課題を話し合い、改善につなげてます。また、福祉サービス第三者評価や園の自己評価の結果については、保護者が必ず目にする廊下に掲示したり、今後の取り組みについて改善が必要な場合などは、運営委員会や懇談会などの中で説明しています。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育基本マニュアルをはじめ、保健衛生、危機管理、防犯、事故防止、お散歩、給食など基本的なマニュアルが整備され、業務の基本手順は明確になっています。保育基本マニュアルは小冊子になっており、全職員に配付されいつでも確認し活用できるようになっています。入職時には、マニュアルの実践的な研修を行い活用できるよう周知しています。運営法人が作成したマニュアルは法人で年1回定期的に見直しをしています。掃除の手順、嘔吐処理、保育中の確認事項など園独自のマニュアルは職員会議で読み合わせしたり、3歳以上児、3歳未満児、調理など職種別の会議の中で意見を出し合い、そのつど見直しを行い、年度末に定期見直しを行っています。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>開園時間、保育時間、休園日や連絡先などの基本情報や、園への問い合わせや見学に対応している事について、パンフレットやホームページに明記しています。電話などの問い合わせや見学希望に関して主に園長が対応していますが、見学希望者の予定に合わせて個別に対応できるよう、職員がだれでも見学に対応できるような態勢を整えています。コロナ禍の状況のもとで、見学は少人数で短時間に実施し、園長から園の理念、担当制保育などを説明する他、見学者からの保育内容や入園するときに必要な持ち物、延長時間や園の行事、隣接する施設などについて質問があった場合は、必要な資料を提供していいいに説明しています。また、離乳食や睡眠など見学者の育児に関する相談にも応じています。</p>		

18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園が決定した場合は、ホームページに掲載されている入園説明会の日程から、都合の良い日程を保護者が選び予約する流れになっています。入園説明会はオンラインで実施し、個別に30分程度かけて重要事項説明書等の入園に関する説明を来園するか、オンラインで行っています。説明内容は、何度でも繰り返し確認できるようホームページ上に動画を載せるなど配慮しています。説明内容について保護者に同意書の提出をもって同意を得ています。入園説明会後は、来園してもらい、園長と担任が個別面接を実施しています。面接の際は、生活状況などについて、保護者が記入した書類を確認しながら、子どもの状況や保護者の意向をていねいに確認しています。個別面接の内容は入園時面接シートに記録し、職員会議にて職員間で共有しています。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画を作成する際は、保育理念や保育方針、保育目標や発達過程などを組み込んで作成しています。園周辺は、都心へのアクセスが良いため、転居により流入する子育て世帯が増加しています。また、昔からこの地域に暮らす高齢者の世帯も多くあります。このような地域の実態を考慮し、地域との交流や世代間交流、子育て支援について内容に組み込んで作成しています。全体的な計画の作成にあたっては、12月の行事後に全職員が参加する職員会議にて、職員それぞれが意見を出し合い1回目の年度の振り返りを実施します。1月、2月にも定期的に職員会議にて全体的な計画の見直しを実施し、3月には次年度の全体的な計画の作成が完了するよう、計画的に全職員で話し合いながら作成しています。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画を基に、年齢ごとに年間保育指導計画、月間保育指導計画、年間食育計画、保健年間計画などを作成しています。子どもの実態に即した内容と、連続性を持たせた指導計画、個別計画を作成し、期ごとや月ごとに自己評価として振り返りを行っています。また、職員会議ではねらいを達成するための適切な環境が構成されているか、室内の図面とそこで展開される子どもの遊びについて各担任が報告する機会を設け、子どもの遊びがより充実するような環境構成についての学びを深めています。3歳児未満や配慮が必要な子どもに対しては、個別計画を作成しています。配慮が必要な子どもに対して、発達相談の巡回指導員の助言を基に、職員のかかわりや子どもの様子について振り返りを行い改善に努めています。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>各クラス自動車のおもちゃやブロック、お世話ごっこで遊べるよう、コーナーが設置されています。製作では使用する糊やクレヨン、パズルなどが子どもの手の届く高さの棚に並べられています。職員による手作りのボタンはめや、イラスト入りのひらがな表が掲示されています。子どもの発達や興味関心に合わせ、自らやりたい遊びを選んで遊び込める環境が整えられています。5歳児クラスには卒園児が記念品として作成した手作りカレンダーが掲示されており、あと何日したら友だちの誕生日が来るかなど、カレンダーを見ながら子ども同士が会話を弾ませていました。各クラスともに、職員の声の大きさが穏やかであり、子どもたちの言葉がよく聞こえました。子どもたちの様子を見守り、子どもの意見を尊重してかかわる職員の働きかけが、園全体に浸透しています。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園周辺には神社や公園が複数箇所あるため、子どもたちの意見を取り入れながら行き先を決め、天候に応じて散歩に出かけています。散歩先では虫探しや木の実や落ち葉を拾って遊ぶなど自然と触れ合い、自然物を製作に取り入れるなど活用しています。近隣の八百屋まで散歩に出かけ、たけのこを買ってきてたけのこの皮むきをしたり、近隣の方より笹竹をもらい、隣接する施設の高齢者と七夕の飾りつけをいっしょに行うなど、地域のさまざまな方との触れ合いの機会を作っています。廊下には製作したアイスや朝顔が飾ってあるなど、季節が感じられる活動を保育の中に取り入れています。七夕会や敬老会、運動会やクリスマス会、発表会など季節に応じて、さまざまな行事を実施しています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員が子どもに対して適切な言葉かけやかかわりができるよう、保育の様子を動画に撮影し振り返りを行うなど工夫しています。子ども同士のけんかやトラブルの際には、子どもの発達に合わせて、それぞれの子どもの気持ちを代弁して、お互いの気持ちに気づけるよう促したり、子ども同士で解決できるように、危険のない範囲でいつでもかかわれるようタイミングを考えながら見守るなど対応しています。園内の廊下にて、衝突が起こらないように右側がわかりやすいよう中心にテープでマークをつけたり、手洗い場で並ぶ場所には足形のマークをつけるなど、子どもたちが園内のルールを守って過ごせるようわかりやすく伝えていきます。3～5歳児では当番活動を実施しており、人数報告や野菜の水やりなど子どもたちが自分たちでできそうな活動を決め、取り組んでいます。異年齢の子ども同士でいっしょに散歩に出かけるなど、日々の活動や行事を通して交流できる機会を作っています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮を必要とする子どもの保育は、発達に応じて職員を配置し、ていねいなかかわりが出来るよう配慮しています。個別の計画は専門機関の巡回相談での指導員の助言を基に、見直しを行い作成し、対応しています。自分の思い通りにならないと泣いてしまう子どもに対して、落ち着いて過ごせるスペースを作っていました。子ども同士でかかわる機会を増やしていく事で、思う通りにならない時の対応について学ぶ機会につながるよう対応を見直すなど、子どもの成長とともに、職員のかかわりを見直し対応しています。子どもの様子は職員会議やクラス会議にて職員間で話し合いを行っています。時にはクラス会議に主任が参加し、対応についての助言を行っています。園内外の研修にて配慮が必要とする子どもへのかかわりについて学び、適切な配慮ができるよう努めています。保護者に園での様子を知らせる際は、担任が1対1で伝える状況にならないよう配慮し、必ず園長が同席したり、園長が担当となり保護者と連絡を取り合うなど体制を整えています。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心、安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの日中の様子は、毎日全園児分の健康観察記録に記録しています。健康観察記録には子どもの朝と午睡後の体温や、咳や鼻水、虫さされなどの状態や、伝言を記録し、時間外保育の職員へ引き継ぐ際には、確認した職員がサインをして確実に対応できるよう体制を整えています。また、直接保護者に伝言できなかった際には、引き継いだ職員が責任を持って、その日のうちに保護者へ電話連絡をするなど、確実に伝言できるよう職員間で責任の所在を明らかにし、誰が最後まで対応すべきかまで話し合われています。長時間園で過ごす子どもたちの遊びについて、職員会議の中で話し合い午前と午後でおもちゃを入れ替えるなど対応しています。現在長時間、保育を利用する園児は数名ですが、子どもがやりたい遊びを準備したり、トランプやドミノなどじっくり遊べる遊びを取り入れるなど配慮しています。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などを保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>一人ひとりの保護者に対して、連絡帳アプリを通じて日常的な子どもの情報を配信しています。現在送迎時の受け渡しは玄関で行っているため、各クラスの様子はホワイトボードに記録し、お迎えの際に保護者が確認できるような体制を整えています。年に2回程度、個別面談、保育参加や参観、懇談会を実施しています。3～5歳児は保護者もいっしょに製作や体操活動などの保育活動に参加してもらうことで、日ごろの子どもの様子が伝わるよう配慮しています。また、0～2歳児では、散歩の様子を保護者が変装して見守れるよう工夫し、なるべくふだん園で過ごしている様子を伝えられるように工夫しています。保育参観の際は、給食の試食を行っています。保護者からの相談に対しては、担任だけでなく園長も対応するなど、園全体で相談に応じる体制を整えています。就学に向けて、近隣小学校の教諭と話し合いのもと、園児の学校に関する質問に手紙で答えてもらうなど、可能な範囲で小学校との交流を図っています。また、保育所児童保育要録の引き継ぎを実施しています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>看護師が中心となり、保健計画を作成し、定期的に身体測定、嘱託医による健康診断、歯科検診を実施しています。また、手洗いチェッカーを使用して子どもに正しい手洗いの仕方を指導を実施したり、身体についてのポスターを掲示するなど、子どもの健康に関する関心を高めるための取り組みも実施しています。定期的に実施した身体測定の結果は、健康状態記録に記録しています。また、記録については連絡帳アプリや手紙を通じて保護者にも知らせています。保育中の子どもの様子は、看護師が各クラスを巡回し、子どもの健康状態の確認、把握を行っています。また、日中の子どもの健康状態は、健康観察記録に記録し、職員間で共有しています。保健センター、家庭児童相談室、児童相談所などの関係機関と連携を図り、不適切な養育の兆候や虐待が疑われる場合は、経過観察を行い記録しています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中に体調不良やけがが発生した場合は、マニュアルに基づいて、看護師が医務室にて子どもの状態を観察し、状況に応じて園長の判断の下、保護者や関係機関に連絡しています。37度5分以上の発熱の際は、保護者に連絡するよう定めていますが、子ども一人ひとりの平熱を把握し、子どもの状態をよく観察しながら判断するよう努めています。園内で感染症が発症した場合は、玄関に発症した子どもの人数と感染症の主な症状や情報を写真入りで掲示したり、お便りで配信するなど保護者にわかりやすく伝えるよう工夫しています。園内の感染症予防対策として、保護者の園内への入室を制限し、玄関での受け渡し、園児を入室させる前に一人ひとり視診と検温、アルコール消毒を実施しています。また、職員も出勤前に検温し記録するなど、各自の体調管理を実施しています。看護師が感染症などについての最新情報を把握し、園内研修にて全職員で学ぶ機会を設けたり、医務室の環境を整えるなど対応しています。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>栄養士が中心となり、食育計画を作成し、さまざまな食育活動を保育の中に取り入れています。栄養士が子どもたちに三色食品群についてパネルシアターなどでわかりやすく説明する機会を作ったり、近所の八百屋に買い物に出かけ、たけのこを買い皮むきに挑戦したり、園庭の隅できゅうりやピーマン、しそやミニトマトなどの夏野菜の栽培するなどの活動を取り入れています。子ども達が栽培し収穫した野菜を給食室に届けたり、栄養士が食事中の子どもの様子を見回るなど、子どもと栄養士がかかわる機会があります。食事の喫食状況について、栄養士と看護師、園長、担任が月2度の会議で共有しています。年齢や個々の子どもの状況に応じた食事の進め方や食材の形状など細かな点を話し合った上で食事を提供しています。食物アレルギーのある子どもに食事を提供する際は、医師の指示書に基づき、完全除去で提供し、トレーや食器の色を分けたり、担任が直接給食室から受け取り配膳するなど配慮や手順を明確にし、対応しています。職員は、偏食を直そうと強制するのではなく、子どもが選択して量を選べるよう言葉かけするなど、楽しく食事ができるよう配慮してかかわっています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>各クラスに冷暖房や加湿器、空気清浄機が設置されています。対角となる窓を常に開ける事で、換気にも注意しています。各クラス手指消毒液を設置し、子ども職員も手洗い、消毒を実施しています。職員は自分の健康状態について、毎日出勤前に職員体温、体調チェックリストに記録し、体調管理に留意しています。各クラスのおもちゃは、午睡中に消毒したり、午前と午後でおもちゃを入れ替え夕方消毒するなど常に清潔が保てるよう体制を整えています。また、全クラスが共有して使用する固定遊具やおもちゃは、使用した物を置く場所を決め、使用したクラスの職員が消毒を実施した後、次のクラスが使用するようにして清潔を保っています。職員会議にて、毎月クラスの環境について話し合う機会を設け、子どもが過ごしやすい環境が整えられています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故防止及び事故発生時対応マニュアル、散歩マニュアルなど、マニュアルに基づき園内で発生しやすい事故やけがに対して、職員間で話し合いながら事故防止に努めています。事故防止に関わる取り組みで必要な事項はマニュアルに反映しています。特に、散歩先でのけがが多かったため、事故防止に関する研修にて民間の危機管理能力に関する資格を取得した職員が中心となり、事故防止委員会でヒヤリハットの事例を検討し、職員間で事故防止に関する共通理解を進め、対応を統一するなど安全意識を高めています。園内で発生した事故に関しても、事故記録簿に記録し、問題点や再発防止策を話し合い、再発防止に努めています。月に一度各クラスの環境や遊具などの安全チェックリストを基に、安全点検を実施しています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物、設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>災害マニュアル、水害マニュアルなどを基に、水害、土砂災害などの避難確保計画を作成し、職員の役割分担や対応等を整備しています。また、園独自の防災ハンドブックを作成し、職員一人ひとりが対応できるよう周知しています。消防署の指導のもと、通報訓練を実施しています。園周辺には川が2箇所あるため、園は3mから5mの浸水想定区域と把握しています。避難先である小学校まで実際に避難すると時間がかかるなど、訓練の際に挙げられた問題点の改善を行い、新たに高台にあり、より近い神社を避難場所に設定するなど対策を行っています。安否確認方法には、メールまたは171災害対策ダイヤルを使用するなど訓練の際に保護者への周知を図っています。</p>		

33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談、助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>市の園長会への参加が実現しない中、近隣園や系列園との連携を深め地域のニーズの把握に努めています。4月当初は0歳児の空きがある状況で、年度途中での入園が増えている状況にあり、待機児童を抱えていた状況からニーズは変化していると捉えています。0歳児の子育てに不安を感じている家庭への支援を考え、子育て広場「元気っこクラブ」を開設し、子育ての悩みや相談に応じたり、ベビーマッサージや絵本の読み聞かせ、触れ合い遊び、親子製作など、親子の愛着関係が深まる活動を取り入れ実施しています。地域交流はオンラインやSNSを活用するなど、情報発信や参加方法を工夫しています。ホームページでは離乳食のレシピを紹介するなど、子育てに関するさまざまな情報を発信しています。</p>		